

リウマチ・アレルギー特別対策事業について

平成18年6月13日健発第0613001号
各都道府県知事宛

厚生労働省健康局長通知

一部改正 平成20年3月31日健発第0331042号
厚生労働省健康局長通知

最終一部改正 平成22年3月25日健発0325第11号
厚生労働省健康局長通知

別紙

リウマチ・アレルギー特別対策事業実施要綱

1 目的

本事業は、地域における喘息死を減少させること並びにリウマチ及びアレルギー系疾患の新規患者数を減少させることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

3 実施事業

都道府県は、診療所、病院、保健所、関係市町村等の関係者によって構成される地域医療連絡協議会を設置し、喘息死の減少を推進するため、かかりつけ医等を対象とした診療ガイドラインの普及、患者カード携帯による患者の自己管理の徹底、地域住民への情報提供や病診連携の構築等を図るとともに、地域におけるリウマチ・アレルギー対策を推進するため、リウマチ及びアレルギー系疾患に関して正しい知識の普及、かかりつけ医等を対象とした研修会の実施等を図るものとする。ただし、喘息死並びにリウマチ及びアレルギー系疾患のいずれかの事業でも構わないものとする。

なお、既に、地域医療連絡協議会については、既に地域における同様の組織がある場合は、これを活用して差し支えないものとする。

地域医療連絡協議会は、都道府県の実情を勘案しつつ、以下の事業を行うものとする。

① 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施

- ② 患者カードの配布の促進ならびに患者の自己管理等正しい知識の普及啓発事業の実施
- ③ 喘息並びにリウマチ及びアレルギー系疾患診療担当医師（医療機関）名簿や医療連携事例集の作成等による医療情報の提供
- ④ 地域の喘息患者並びにリウマチ及びアレルギー系疾患患者の実態把握を目的とした分析調査の実施
- ⑤ 事業実施の評価

4 事業実施上の留意事項

- 1) 都道府県は、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関等と連携を図りつつ、患者等の利便性を十分配慮した事業の実施に努めること。
- 2) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報（個人情報）については、特に慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導すること。
- 3) 地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとする。

5 成果の報告

都道府県は、別に定めるところにより、厚生労働大臣に対し、各事業の実施成果を報告するものとする。

6 国の補助

国は、都道府県がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出した経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

平成23年度リウマチ・アレルギー相談員養成研修会実施要綱

1 目的

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギー等何らかの免疫アレルギー疾患を有する患者は、国民の30%以上にも上り、ますます増加傾向にあるとされている。

また、民間療法も含め膨大な情報が氾濫し、患者にとって正しい情報の取捨選択が困難な状況にあること等から、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の保健関係、福祉関係等従事者並びに貴管下の医療従事者を対象に、これら疾患について必要な知識を修得させ、地域住民への正しい知識の普及啓発を行うための相談体制の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

厚生労働省健康局疾病対策課とする。

3 研修内容

リウマチ・アレルギー相談員養成研修は、リウマチの部及びアレルギーの部から構成され、それぞれ別紙プログラムにより行う。

4 受講対象者

都道府県等の保健関係、福祉関係等従事者並びに貴管下の医療従事者であって、リウマチの部及びアレルギーの部のいずれか又はすべてを受講可能な者とする。

5 受講の申込み等

- (1) 都道府県等は、上記受講対象者としての資格を満たしている者の中から、受講推薦者を決定し、健康局疾病対策課あて相談員養成研修会受講申込書を送付する。
- (2) 健康局疾病対策課は、本実施要綱に基づき受講者を決定し、各都道府県等を通じて通知する。

6 実施期日及び会場

平成23年12月19日（月） アレルギーの部
平成23年12月20日（火） リウマチの部
厚生労働省 共用15・16会議室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

7 研修人員

アレルギーの部及びリウマチの部 各々100名までとする。

8 修了証書

リウマチの部及びアレルギーの部を終了した者に対し、それぞれ修了証書を交付する。

9 経費

- (1) 受講料は無料とする。
- (2) 受講地への旅費、滞在費等は受講者の負担とする。

平成23年度 リウマチ・アレルギー相談員養成研修会プログラム

○1日目 12月19日(月) 「アレルギーの部」

9:50~10:00	開会		
10:00~11:00	アレルギー総論と成人喘息	秋山 一男	(独) 国立病院機構相模原病院長
休憩(10分間)			
11:10~12:30	小児喘息とアトピー性皮膚炎	赤澤 晃	東京都立小児総合医療センターからだの専門診療部アレルギー科医長
休憩(60分間)			
13:30~14:30	花粉症	大久保 公裕	日本医科大学耳鼻咽喉科教授
休憩(10分間)			
14:40~15:40	食物アレルギー	今井 孝成	(独) 国立病院機構相模原病院小児科医師
休憩(10分間)			
15:50~16:20	患者会の立場から	園部 まり子	NPO法人アレルギーを考える母の会代表
休憩(10分間)			
16:30~17:00	自治体からの発表	池永 泉	東京都福祉保健局健康安全部環境保健課
休憩(10分間)			
17:10~17:30	行政より(アレルギー疾患対策の方向性等)	厚生労働省	
17:30~	閉講式		

○2日目 12月20日(火) 「リウマチの部」

9:50~10:00	開会		
10:00~11:00	リウマチ総論	宮坂 信之	東京医科歯科大学膠原病・リウマチ内科教授
休憩(10分間)			
11:15~12:15	内科の立場から	宮坂 信之	東京医科歯科大学膠原病・リウマチ内科教授
休憩(75分間)			
13:30~14:30	患者会の立場から	長谷川 三枝子 (社) リウマチ友の会会長	
休憩(10分間)			
14:45~15:45	厚生科学研究から	山中 寿	東京女子医科大学付属膠原病リウマチ痛風センター 教授
休憩(10分間)			
16:00~17:00	外科の立場から	桃原 茂樹	東京女子医科大学付属膠原病リウマチ痛風センター 教授
休憩(10分間)			
17:10~17:30	行政より(リウマチ対策の方向性等)	厚生労働省	
17:30~	閉会		

アレルギー相談センターの概要

- 実施主体
財団法人日本予防医学協会
ホームページ (<http://www.immune.jp/allergy/consult/index.html>)

- 目的
アレルギー疾患は民間療法を含め膨大な情報が氾濫し、正しい情報の選択が困難な状況となっている。このような状況下で、アレルギー疾患患者及びその家族の悩みや不安に的確に対応し、電話相談などの情報提供を行うことによりその生活の一層の支援を図ることを目的とする。

- 相談内容
アレルギー専門医、専門医療機関の所在に関して情報の提供を行う。また、薬や症状、自己管理・日常生活の注意点など、アレルギー性疾患全般（喘息、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなど）に関連する事柄について相談に応じる。

- 相談方法
電話、FAX、E-mailにより相談を受け付ける。
(受付時間／月曜日～金曜日（祝祭日を除く）10:00～16:30)
看護師が直接、相談に答える。
(必要に応じ、専門医によるバックアップ体制をとっている)

- 専用電話番号等
TEL 03-3222-3508
FAX 03-3222-3438
E-mail info@immune.jp